（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別紙様式の「代表者の氏名　　印」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第156条の68第１項の指定申請書又は法第156条の77第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式４記載上の注意中２を３とし、１の次に次のように加える。

２　法第156条の68第１項の指定申請書又は法第156条の77第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式５記載上の注意中５を６とし、２から４までを３から５までとし、１の次に次のように加える。

２　法第156条の68第１項の指定申請書又は法第156条の77第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

府　令　・　省　令

○内閣府令・法務省令第一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、金融商品取引業者営業保証金規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　金田　勝年

金融商品取引業者営業保証金規則等の一部を改正する命令

（金融商品取引業者営業保証金規則の一部改正）

第一条　金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年内閣府・法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第四号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第五号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第七号記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

２　金融商品取引業者の登録番号については、現に受けている登録番号を記載のこと。

（外国保険会社等供託金規則の一部改正）

第二条　外国保険会社等供託金規則（平成八年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第八号、別紙様式第九号及び別紙様式第十一号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第187条第１項の免許申請書又は法第209条第２号の規定及び保険業法施行規則第166条第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（免許特定法人供託金規則の一部改正）

第三条　免許特定法人供託金規則（平成八年大蔵省令第二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第八号、別紙様式第九号及び別紙様式第十一号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第220条第１項の免許申請書又は法第224条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（信託会社等営業保証金規則の一部改正）

第四条　信託会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府・法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第四、様式第五及び様式第七に次のように加える。

（記載上の注意）

法第４条第１項、第８条第１項（法第52条第２項において準用する場合を含む。）、第36条第２項、第37条第２項、第38条第２項、第39条第２項若しくは第50条の２第３項の申請書又は法第12条第１項若しくは第２項（法第50条の２第12項又は第52条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。